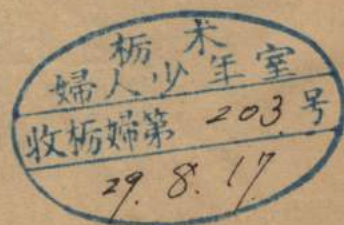


婦勞
一般
42

(部内資料)

婦人の技能者養成の現状

勞働省婦人少年局



婦人の技能者養成の現状

(一)序

我が国における技能者養成は労働基準法によつて従来の徒弟制度に代る新しい技能者養成制度が確立されて以来、量、質両面に亘つて非常な發展をして來ました。今後も一層技能者養成が普及し、浸透する事が期待されます。

今此処に過去数年間の數的な發展の跡を辿りますと、労働省労働基準局技能課調査の「技能者養成状況」に依りますと、技能者養成工の数は昭和二十三年一月一日現在では、九六八人でしたが、昭和二十四年一月一日には、三九九人昭和二十五年一月三十一日には八、二七五人、昭和二十六年一月三十一日には二六、七二九人、昭和二十七年一月三十一日には五〇、〇一二二人、昭和二十八年一月三十一日には六四、三五五人と逐年増大して來て居ります。技能者養成実施事業費も二七、五〇五に達して居ります。

右の様な技能者養成の伸張は、反面から言えば、我が国における經濟が戦争による痛手から急速に回復して來た証左であります。何故なら技能者養成を行うには企業において經營の面からも、又資力の面からも、余裕の生ずる事が必要だからであります。併し一面企業の公正競争の面から將又國際競争の面から技能の向上の必要が強く認識されたことが技能者養成を發展させたのであります。

右の如く技能者養成は進歩して來ましたが、婦人の技能者養成について見ますと、未しの感があります。以下婦人の技能者養成の現状について申し述べます。

(二)婦人の技能者養成の行はれている状況

全国における婦人の技能者養成工總数は本年六月調査に依ると、三四四七人です。(別表一)

次に婦人の技能者養成がどの部門に行われているかを見ますと、技能者養成規程による指定職種一二四職種の中一六職種に過ぎません(別表二)

技能者養成規程によつて、指定された職種は一二四職種に及んでいますが、労働基準法第六十四条において婦人の坑

内労働は禁止されていますから石炭坑内直接夫、石炭鉱山測量夫の三職種の養成は行う事は出来ません。又労働基準法第六十三条の規定を受けた女子年少者労働基準規則第九条によつて婦人の就業を禁止している業務が定められています、此の限りにおいて、婦人の技能者養成は制限されます。

一二四指定職種は業種別に見ますと、工芸関係、建築関係、繊維、金属、電気、造船、化学、機械等近代工業の凡てに亘つていますが、婦人の技能者養成の行われている一六職種の内訳は繊維関係五職種、精密機械関係三職種、機械関係二職種、電気関係一職種、車輛関係一職種、工芸関係一職種その他三職種となつて居り、繊維関係が圧倒的に多い状況を示しています。

婦人の技能者養成工を職種別に見ますと、洋服工、洋裁工が圧倒的に多く二職種の養成工数の計は三三〇一人に達し、婦人の技能者養成工総数の九六%を占めています。

職種の内容を見ますと、今の所婦人の技能者養成としては婦人に適していると思われるものが殆んどであります。婦人の技能者養成の行われていない指定職種の中にも婦人に適している職種が可成りあり、婦人の技能者養成は今後もつと広く伸びる可能性があると思はれます。

都道府県別の婦人の技能者養成工の数を見ますと、北海道、東京、岩手に多く、栃木、神奈川、富山、石川、滋賀、静岡、三重、和歌山、愛媛、宮崎の十県には見られません。又、千葉、京都、奈良の各県では多職種の養成が行われています。(別表三)

男子養成工と比較して見ますと、調査日の相違で精確には比較出来ませんが、婦人の技能者養成の行われている職種の技能者養成工の総数を別表四に掲げました。婦人の養成工総数は男子養成工総数の五七%に過ぎず婦人の技能者養成の行はれている職種のみと比較にしても男子養成工の一、七%に過ぎません。職種別の比較をしますと、洋裁工は婦人が殆んどを占めて居り、製針工が男子養成工数の七五%を占めている他、他の職種は僅かの率しか占めていません。

婦人の技能者養成がどの様に行われているかと言いますと、技能者養成を行う方法に単独養成と共同養成があります。

す。单独養成は養成の全部を当該事業場で行う方法であり、共同養成は数個の事業場が共同して養成を行う方法であり、此の場合実技、体育の養成は自己の事業場で技能者養成指導員によつて行われますが、関連学科、社会科の教習は教習施設を共同の負担の下に借用するか等して取得した施設において行う方法であります。昭和二八年一月三十一日現在における労働基準局技能課調査に拠れば、单独養成実施事業場二一八〇、共同養成実施事業場二五三二五となつて居ります。

婦人の技能者養成を行つてゐる事業場数は、一事業場の平均養成工数は二・三人から推定して約一五〇〇余と考えられます。共同養成実施事業場数は技能者養成実施事業場数の九二%を占めてゐる關係上、婦人の技能者養成も大部分が共同養成形態にて行われていると思はれます。特に洋服工、洋裁工は殆んどそうであります。单独養成にて行われていると思はれる職種は理化学器械工と製針工です。

技能者養成は技能者養成規程第十四条に定められてゐる教習事項の基準により社会科、体育、関連学科及び実技について組織的に又系統的に訓練を行うことを内容とします。技能者養成を行うについて、婦人に対する養成と男子に対する養成とその方法において相違の生ずることが考えられますが、法制の上では差別が設けられていない關係上、男子養成工に対してと相違した養成方法を取つてゐる例を聞いて居りません。

社会科、体育、関連学科及び実技の内容については昭和二十九年労働省告示第三十三号で定められています。

社会科は労働法、安全衛生、作業と健康その他一般教養に関する事項を内容とし、体育は、典型的發達の防止、疲労の回復、運動能力の助長その他心身の健全な發達に関する事項を内容とします。

関連学科については婦人の技能者養成の行われている職種のみ別表(五)にその内容を掲げました。

実技については基本実習と応用実習に分れていますが、陶工について例をとると、基本実習はa、調整法、b、成形法、c、焼成法、d、給付法、e、造型法等に分れ、応用実習はa、平易なロクロ物類、b、平易な流込類、c、複雑なロクロ物類、d、複雑な流込類等に分れてゐます。

(三) 婦人の技能者養成の振わない理由

以上の如く婦人の技能者養成は活潑には行われていませんが、その理由としては次の如く挙げられます。

(イ) 労働基準法に謳われている婦人に対する就業制限規定の影響が考えられます。

労働基準法では婦人を使用する場合、労働時間を男子よりも強く制限し、休日労働を禁止し、坑内労働を禁止し、且つ原則として深夜業を禁止しています。

又一定の危険有害業務に就業することが禁止されていますが、之については技能者養成規程第二十三条に技能者養成を行う場合に限り、就業し得る危険有害業務と就業に必要な防護の措置が定められています。防護の措置としては

(イ) 指導者の監視

(ロ) 保護具の使用

(ハ) 作業時間の制限

(ニ) 作業条件の制限

(ホ) 作業後の措置

等の諸点が考えられています。

婦人の技能者養成の行われている職種一六職種の中、防護の措置を必要とする危険有害業務を包含する職種は十種類に及んでいます。(別表六)

婦人は右の如く危険有害業務を包含する職種において技能養成工として技能を習得していますが、前にも述べました如く、女子年少者労働基準規則第九条に定めてある女子の就業禁止業務(別表七)には技能養成工としての課程を修了した後においても、勿論就業出来ません。

言い換えれば例えば婦人の技能者養成の行はれている陶工、染色工、機械工、等及び婦人の技能者養成の行われていない操炉工、鋳物工、製かん工、ガス溶接工、等の養成内容には女子の就業禁止業務が含まれているので、此の場合には技能者養成規程に定められている防護方法に従つて就業して技能を習得する事になります。

(2) 次に考えられる理由は婦人の勤続年数の短かい事であり、特に指定職種の殆んどが含まれている製造工業は他産業に比して婦人の平均勤続年数は最も短かく二・七年に過ぎません。(別表八)

婦人の勤続年数の短かい原因を考えますと一般に婦人は職業を結婚迄の一時的なものとしか考えていないことであります。かうした考え方が社会一般にも浸透して居り、事業主も亦こうした考えの下に婦人を技能養成工として養成する事は、養成経費の多額に上る關係から好まないものであります。

又他の面から言いますと一般に婦人は男子養成工に比して洋裁工等の例外を除いて、長期に亘つてみっちり、習得する意慾に欠けていることであります。従つて第二年度、第三年度と教習が進むにつれて、養成工が少なくなつてゐる現象が現はれて居り、こうした状況が婦人の技能者養成の発展の遅れている原因となつて居ります。

(3) 婦人の技能者養成が進展しない根本的な理由は婦人の職場に対する進出の乏しい事であります。終戦後婦人の職場に対する進出には著しいものがありますが、尙婦人労働者は総労働者の約二六%であります。(別表九)。製造工業について見ますと、婦人労働者は総労働者の約三〇%になりますが、昭和二八年一二月末を例にとり紡織工業を除きますと、婦人労働者は総労働者の約二〇%にしか過ぎません。婦人労働者が工業部門においては事務系統の間接部門に多い事を考えれば婦人労働者の現場系統の直接部門には僅かしか進出してゐないことが窺われます。

(四) 結 語

婦人の技能者養成の将来について考えますと、先づ婦人の技能者養成が可能であり、適當である職種について婦人の技能者養成の発展がはかられるべきです。

婦人の技能者養成は国勢調査によつて見ますと、現業部門に対する進出も別表(一)の様に見られますから事業主の理解と婦人労働者の熱意が一致すれば一層進展する事は明らかであります。

併し根本的には婦人の職場に対する進出が商業部門、娯楽部門よりも生産部門に行われ、その定着の實現する事が前提条件となるでしょう。

別表(一)

技能養成工と一般工との対比

技能養成工		一般工(4)			
職種	女子(人) 総数(2)	職 業 分 類	女 子	男 子	計
陶 工	2人 356人	陶器工	4千人	8千人	12千人
手 織 工	18 222	織布工	209	36	245
機械調整工	31 1542	その他の機械調整作業者	170	72	242
染色工	11 1669	糸・絹染色工及び染色工	15	49	64
洋服工	1764 14448	男子洋服縫製師及び徒弟	21	82	103
洋服工	1550 1528	制服縫製師及びドレスメーカー	222	29	251
特殊装置管工	1 27				
計測機器工	2 75	その他の機械組立工及び修理工	15	270	285
理化学機械工	3 40				
レンズ研磨工	4 129	レンズ職(眼鏡師を含む)	1	4	5
機械組立工	4 4585	機械工・研磨工・プレス工 その他の工作機械工	6	179	185
製針工	9 21	その他の金属及び金属製品製造業者	22	137	159
内装自動車工	1 1864	自動車組立工及び修理工	1	81	82
印刷工	25 926	印刷工・鋳版工・文選工及び 複写工	11	79	90
くつ工	3 175	靴製造及び修繕職 (工務に属するものを除く)	2	42	44
製パン工	32 5654	パン及び菓子職	88	129	167
計	3447 32706				

興

1. 婦人養成工数は本年6月間へです。
2. 技師養成工総数は昨年12月末現在です。
3. 婦人養成工数は、前道府県婦人少年堂の調査結果に拠り、速成工は、労働省の調査を、前県調査によりました。
4. 一地区の敷数は昭和25年10月1日現在です。此の数字は、前道府県統計局の調査結果に拠りました。同調査の数字を分県は、前道府県調査の結果と一致して、語りなせんのので対応したものを、ご意見をしました。

別表(一)

技能者養成規程による指定職種

職 種		養成期間		職 種		養成期間		職 種		養成期間	
つぎ	金工	三	年	○洋	服工	三	年	メツキ	工	三	年
影金	工	三	〃	○洋	裁工	三	〃	熱処理	工	三	〃
鍍金	工	三	〃	製銃	工	三	〃	鉛	工	三	〃
かざり	工	三	〃	製銅	工	三	〃	電線被装	工	三	〃
七宝	工	三	〃	非鉄金属精錬	工	三	〃	ケーブル接続	工	三	〃
寶石	工	三	〃	金属材料試験	工	三	〃	電路	工	三	〃
ガラス	工	三	〃	金属検査	工	三	〃	電機運転	工	三	〃
○陶	工	三	〃	操炉	工	三	〃	電機組立	工	三	〃
漆	工	四	〃	圧延伸張	工	三	〃	通信機組立	工	三	〃
銅組	工	三	〃	鍛	工	三	〃	○特殊真空管	工	三	〃
木彫	工	四	〃	刃物	工	三	〃	電気製図	工	三	〃
金属がん具	工	三	〃	金属溶融	工	三	〃	光学機器	工	四	〃
○手織	工	四	〃	鋳物	工	三	〃	○計測機器	工	三	〃
紡機調整	工	三	〃	木型	工	三	〃	時計	工	四	〃
○織機調整	工	三	〃	板金	工	三	〃	理化学器械	工	三	〃
メヤス機調整	工	三	〃	金属プレス	工	三	〃	○機	工	四	〃
○染色	工	三	〃	製かん	工	三	〃	仕上	工	三	〃
なまeryl彫刻	工	三	〃	電弧溶接	工	三	〃	治工具仕上	工	三	〃
型紙彫刻	工	三	〃	ガス溶接	工	三	〃	機械検査	工	三	〃

職 種	養成期間	職 種	養成期間	職 種	養成期間
機械組立工	三年	電気自動車工	三年	製 紙 工	三年
内燃機関組立工	三	○内燃自動車工	三	パ ル プ 工	三
機械運転工	三	車 輜 木 工	三	化 学 分 析 工	三
汽 かん 工	三	自 転 車 工	三	はつ酵製品工	三
木 工	三	酸アルカリ工	三	建 具 工	三
機械塗装工	三	内 張 工	三	大 工	三
○製 針 工	三	圧縮及び液化ガス工	三	塗 装 工	三
針 布 工	三	無 機 薬 品 工	三	家 具 工	三
造船ぎ装工	三	特殊ガラス工	三	タ イ ル 張 工	三
機械製図工	三	電 戸 製 品 工	三	左 官 工	三
鉄 工	三	窯業焼成工	三	石 工	三
電気ぎ装工	三	ガラス製品工	三	配 管 工	三
ド ッ ク 工	三	高圧合成工	三	屋 根 ふ き 工	三
銅 工	三	産業火薬工	三	築 炉 工	三
船 具 工	三	ガス発生炉工	三	盤 工	三
船台大工	三	合成樹脂工	三	表 具 工	三
船 大 工	三	塗 料 工	三	起重機運転工	三
造船木工	三	有機合成工	三	石炭坑内直接夫	三
造船製図工	三	硝化綿及び	三	石炭坑内機電夫	三
現 図 工	三	セルロイド	三	石炭鉱山測旦夫	三
	〃	油 脂 工	〃		〃

職 種	養成期間	職 種	養成期間	職 種	養成期間
○印刷工	三年	製革工	三年	○製パン工	三年
製本工	三年	○くつ工	三年	おけたる工	三年

註一、技能者養成規程による指定技能名及び養成期間を示したものです。

二、指定技能名の上につけた○印は昭和二十九年六月現在において婦人の技能養成工のいる職種です。

別表(白)

都道府県別婦人技能養成工数

職 種 都道府県名	縫 工	手 織 工	機械調整工	染 色 工	洋 服 工	洋 裁 工	特殊真鍮管工	計測機器工	理化学器械工	ペン研磨工	製 機 工	製 針 工	内装自動車工	印 刷 工	べ っ 工	製パン工	計
北海道					187	349 ₂											536
青 森					35	57											92
岩 手					229	51								13		17	310
宮 城					30	137											167
秋 田		3			15												18
					130												
					2												

山形			31		130	6											167
福島					20	134										4	158
茨城					62	42							1				105
栃木																	0
群馬					65												65
埼玉						38											38
千葉					58	1			3	2	1					8	73
神奈川																	0
新潟		15			49												64
富山																	0
石川																	0
福井					26												26
山梨					16												16
長野					115	3											118
岐阜	22				59										1		62
静岡																	0
愛知					39					1							40
三重																	0
滋賀																	0

職 種 名	都 道 府 県 名											計				
	燭工	手織工	綾綢整工	染色工	洋服工	洋裁工	特殊真空管工	計測機器工	理化学器械工	レンズ研磨工	機械工		製針工	内燃自動車工	印刷工	くつ工
京都				11	1		1	2	3	1	1			3		19
大阪					13											4
兵庫					12	13						9		5	2	13
奈良					0	370										41
東京																370
和歌山																0
鳥取					70											70
島根					76											76
岡山					154											154
広島					52	32								2		86
山口					27	0										27
徳島					49									2		51
香川					76	17										93
愛媛																0
高知						24										24

岡				20	160													180
佐賀				23														23
長崎				13													2	1.5
熊本				30	10													40
大分					35													35
宮崎																		0
鹿児島					48													48
計	2	18	31	11	1764	1550	1	2	3	4	4	7	1	25	3	32		3447

註 1. 上記表は本年6月調べである

2. 都道府県婦人少年堂の調査結果に拠つた。

別表(四)

都道府県別技能養成工数

職 種 都道府県名	陶 工	手 織 工	織 機 調 整 工	染 色 工	洋 服 工	洋 裁 工	特 殊 真 空 管 工	計 測 機 器 工	理 化 学 器 械 工	レ ン ズ 研 磨 工	機 械 工	製 針 工	内 燃 自 動 車 工	印 刷 工	く つ 工	製 パ ン 工	計
北海道			16		6,122	349					86		9	27		320	1,929
青 森					297	17					7		57	7	9	93	487
岩 手				6	571	51		3			65		95	16	68	192	1,067
宮 城		19		6	547	107					55		42	31	5	451	1,268
秋 田		3			133						25		8				169
山 形	3	23	38		421	9										42	536
福 島					281	134				4	82			16		76	543
茨 城				4	284						110		37		2	113	550
栃 木				112	203			13			47		10	5	10	132	532
群 馬				158	365						14		15		4	208	764
埼 玉		114	45	296	302	38				3	151		13				962
千 葉				7	334	7	22	16		13	81		154			250	884
東 京	10			21	172	389		11		84	254		32	159		380	1,512
神奈川			25	28	172			9			300		33	20		374	981

新潟	3	63	270	37	91													4	588
富山					506													55	561
石川	55			10	130													58	308
福井			107		164														271
山梨					191													62	267
長野				37	323	3												99	1,019
岐阜	64				334														526
静岡			231	14	689	1												16	1,436
愛知	95		52	63	740													34	1,352
三重	47				150													23	388
滋賀			53	10		63												73	182
京都			389	693	411		5	17	14	4	263							32	1,987
大阪	7		21	4	174			4			395	4						50	901
兵庫	49		16	13	963						536							9	
奈良					114	14					5	17	10	26				10	1,411
和歌山					67			2			44		64	13				39	231
鳥取					84						4							64	230
島根					197														131
岡山			37	14	300						119							12	209
																			471

職 種 名	陶	手	機	染	洋	洋	特	計	理	レ	機	環	内	印	く	製	計
都 道 府 県 名	工	機	機	色	服	裁	殊	測	化	ン	械	針	燃	刷	つ	ベ	
底	工	工	機	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
山			160	74	445	46					273		127	187		354	1,668
口			16	47	171	2					127		91	23		70	547
徳					123	13					3		2	33		67	241
島					311	20					132		26	1	1	78	594
香			25		226	20					37		54		6	292	669
川			21	13	76	25							54			60	215
媛					822	122					94		23	84		279	1,424
高					227						7		63			75	391
岡					381				23		96					199	705
佐	19				415	10					47		5			157	634
賀	6				131	35					58		30			36	290
本					179						4		16				199
大					289	48					3		2			132	484
分																	
官																	
崎																	
鹿																	
嶋																	
計	356	222	1,542	1,669	1,448	1,523	27	75	40	129	1,535	21	1,364	926	175	5654	32,706

注 上記表は輸入の技術者養成の行われている職種の技術養成工総数の表です。

別表(四) 婦人の技能者養成の行われている職種における教習事項の基準

職種	関連学科	範 囲
陶 工	意匠図案 工 作 法	平面、立体図案、図学、絵画、色彩 造型法、成型法、焼成法、絵付法、加工機械、伊の構造、取扱 陶器用原料、材料、ゆう薬、加工用材料、燃料
手 織 工	織物大意 意匠図案 工 作 法	織物の種類、性質、用途及び製造法一般 平面図案、絵画、色彩、意匠紙と画法 織物設計法、織法、紋織法、機械取扱法、構造 織物組織の表示法及び織方図、各種織物の組織、性質、用途
織機調整工	織物設計及 び 分 解 織物機械 原 料	織物機械及び各部装置の構造機能、取扱、調整法 原料の種類、性質、製造法の一般及び織物との関係 平面図案、図学、絵画、色彩
染 色 工	意匠図案 工 作 法	各種染色法、染色機械、装置の構造、機能、取扱法、精練漂白法、仕上法 染色、染色用助剤、糊料の性質、用途、織物の種類、性質、用途一般
洋 服 工	材料及び 織 物 裁 断	洋服の型式、採寸法、製図、裁断、服飾、 洋服縫方、服飾手芸、ミシン構造、使用法
洋 裁 工	裁 断	繊維原料、織物の種類、特性、用途、織物製造法一般 婦人子供服の型式、採寸法、製図、裁断、服飾

特殊真空管工	裁縫 材料	婦人子供服の縫製、服飾手芸、ミシンの構造、使用法
電気理論	纖維原料、織物の種類、特性、用途、製造法	直交流理論
真空管工学	真空管の構造、作用、用途、真空管応用、電気計器、検査規格	ガラス加工法、真空管製作法、加工用機械、装置の構造、取扱
工作法	試験検査法	
材料	金属材料一般、電気用材料、真空管用材料	
計測機器工	計測機器	計測機器の構造、機能、用途
工作法	精密工作法、機器組立法、試験測定法	
材料	金属材料、計測機器用材料一般、熱処理理論、	
理化学機械工	理化学器械	理化学器械の構造、機能、用途
工作法	機械工作法、器械組立法、試験測定法	
材料	金属材料、理化学器械用材料一般	
レンズ研磨工	光学機器	幾何光学、レンズの種類、機能、用途、光学機器の構造、機能、用途
工作法	光学ガラス製造法一般加工法、熱処理法、化学処理法、試験測定法	
材料	光学ガラス原料、光学ガラス、加工用材料一般	
機械工	機械工学大意	機械の要素、機能、各部の強さ
工作法	工作機械、工具、治具の構造、取扱法、機械工作法、測定法	
材料	金属材料、潤滑油、切削剤一般	
製図	製図法、読図法（工作図を含む）	
製針工	メリヤス製造法	メリヤス機械、メリヤス製造法、メリヤス製品、メリヤス針

内機自動車工	
工 作 法	機械工作法、材料処理法、熱処理法、試験測定法
材 料	金属材料、加工用材料一般
自動車工学	自動車の種類、構造、各部の装置及び機関の構造、機能、計測器
工 作 法	部分品加工法、組立法、調整法、故障発見、試験測定法、整備基準
材 料	自動車用材料一般（塗料、潤滑油を含む。）
製 図	製図法、読図法
印刷工	
製版印刷大意	製版印刷の種類及びその方法並びに印刷工費全般
機械及び電気	製版機械、印刷用機械装置の構造、機能、用途
材 料	印刷、製版用材料一般
工 作 法	裁断法、縫製法、革加工法、製靴機械取扱法
材 料	革の種類、特質、用途、製靴用材料一般
細菌及び	菌の種類、性状、はつ酵の原理、状態
はつ酵学	
保健衛生学	食品衛生、栄養学、法規
工 作 法	原料の調合、はつ酵法、焼上法、機械装置取扱法

別表(六) 婦人が技能者養成において就業している危険有害業務

職 種	危険有害業務
陶 工	ムナカット彫刻その他研ぎ加工に用いる研ぎ機のと石車の取扱及び試運転の作業。

染色工

2 破砕機を用いる原料の碎作業

3 (1) 鉛、クローム、ひ素等を含むゆ、葉の製造作業。

(2) 鉛、水銀、ひ素等を含む絵具の調合及び絵付の作業。

(3) 漆を用いる絵付の作業。

(4) ふつ化水素酸を用いるふしよく作業。

4 銲物性じん、あい又は粉末を著しく飛散する原料の粉碎及び調合の作業。

5 (1) かまど内の監視作業。(2) 焼成作業。

6 アルコール、ガソリン、二硫化炭素等の引火性料品を用いる整理等の作業。

2 (1) ナフトール、タートラジン等の有害染料の取扱作業。

(2) シアン化合物等の有害染色助剤の取扱作業。

(3) 漂白酸処理に用いる硫酸、ナフニール染に用いる塩酸等の取扱作業。

(4) インダースレン染、糊技精練及びシルケット加工に用いるか性アルカリの取扱作業。

(5) アニリン等の有害蒸気を発散する染色及び漂白の作業。

3 植物性じん、あいを著しく飛散する起毛、せん毛及び毛焼の作業。

4 (1) 著しく暑熱な場所における毛焼作業。

(2) 乾燥室等の著しく暑熱な場所における作業。

5 著しく寒冷な場所における水洗の作業。

6 (1) 製品試験に用いる高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機器の取扱作業。

(2) ガラス加工に用いる研ぎ機のと石車の取扱及び試運転の作業。

(3) ガラス細工の鑑料等に用いるアルコール、陰極の塗附及び組立に用いるさく酸アルミ等の引火

性料品の取扱作業。

計測機器工

2. (1) 管球の脱脂及び部品のメッキに用いる塩酸、硝酸、硫酸及び酸性アルカリの取扱作業。

(2) クローム及び硝氣の蒸氣を發散する部品のメッキ作業。

(3) 水銀の蒸氣を發散する水銀の封入作業。

(4) さく酸アチルの蒸氣を發散する陰極の塗裝及び組立の作業。

3. ガラス粉末を飛散する研ま機によるガラス加工作業。

4. エツクス線管球の特性試験作業。

5. ガラス細工作業及び陰極塗裝作業。

6. (1) 部品及び工具の研まに用いる研ま機のと石車の取換及び試運転の作業。

(2) 部品の洗じよう熱処理に用いるガソリン、さび取作業に用いるメチルアルコール及び塗裝に用いる引火性溶剤の取扱作業。

2. 動力によつて運転する圧機の金型及び切斷機の刃部の調整又は掃除の作業。

3. (1) さび取作業及びメッキ作業に用いる塩酸、硫酸、酸性アルカリ及び靑酸カリ等の取扱作業。

(2) クローム及びシアンの蒸氣等を發散するメッキ作業。

(3) 鉛の蒸氣を發散する金舞仕上作業。

4. バフみがき作業。

5. 部品の熱処理作業。

理化検査工

1. 工具及び機械部品の研まに用いる研ま機のと石車の取換及び試運転の作業。

2. 動力によつて運転する圧機の金型及び切斷機の刃部の調整及び掃除の作業。

3. (1) さび落し及びメッキの作業に用いる塩酸、硝酸、硫酸、酸性アルカリ及び靑酸カリ等の取扱作業。

(2) ガラスの目盛腐しよくに用いるふつ化水素酸の取扱作業。

(3) クローム及びシアンの蒸氣等を發散するメッキ作業。

レンズ研ま工

- (4) ふつ素の蒸気を発散するガラスの目盛ふしよく作業。
- (5) 水銀の蒸気を発散する水銀の封入作業。
4. 器械部品の熱処理作業
1. (1) 光学ガラスの切断及びレンズの研ま加工における研ま機のと石車の取扱及び試運転の作業。

- (2) レンズ及びプリズムの清しよくに用いるアルコール及びエーテルの取扱作業。

2. (1) 目盛ふしよくに用いるふつ化水素酸の取扱作業。

- (2) 銀付作業に用いる硝酸銀の取扱作業。

- (3) ふつ素ガスを発散する目盛ふしよく作業。

機械工

1. 研ま機のと石車の取扱及び試運転の作業。

2. 天井走行起重機の玉掛及び合図の作業。

3. 研ま機による乾燥研ま作業。

製針工

1. 針研まにおける研ま機のと石車の取扱試運転の作業。

2. 針材打抜作業に用いる動力によつて運転する圧機の金型及び切断機の刃部の調整及び掃除の作業。

業。

3. 針の研ま作業。

4. 針の熱処理作業及び熱処理炉の取扱作業。

内燃自動車工

1. (1) 運転中の自動車内燃機関の掃除注油、検査、調整及び修理の作業。

- (2) 自動車内燃機関の運転試験作業。

- (3) 研ま機のと石車の取扱及び試運転の作業。

- (4) 電弧溶接作業。

- (5) ガス溶接に用いるカーバイドの取扱作業。

印刷工

- (6) 部品の洗じよう及び内臓機関の運転に用いるメチルアルコール及びガソリンの取扱作業。
- 2 車体用板金の加工に用いる切断機の刃部の調整及び掃除の作業。
- 3 鉛蓄電池に用いる硫酸の取扱作業。
- 4 (1) 硝気及び一酸化炭素を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業。
- (2) 硫酸の蒸気を発散する鉛蓄電池の充電作業。
- (3) 噴霧塗装作業。
- (4) 酸化鉄の粉じんを飛散するガス溶接及び電弧溶接の作業。
- (5) 紫外線及び赤外線を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業。
- 1 断せつ機の刃部の調整及び掃除の作業。
- 2 さく酸アミル、ベンゼン、ガソリン等の引火性溶剤の取扱作業。
- 3 製版に用いる塩酸、硝酸、青酸カリ、か性アルカリ等の取扱作業。
- 4 (1) 鉛の蒸気と発散する活字及び紙型鉛版の鑄造作業。
- (2) インキ溶剤の蒸気と発散する運転中の印刷機の取扱作業。
- (3) クロム、塩酸、青酸、硫酸等のガス、蒸気を発散する銅版、鉛版のメッキ作業。
- (4) 臭素を発散する写真現像作業。
- 5 紫外線を用いる写真原版の焼付作業。
- 6 活字及び紙型鉛版の鑄造作業。
- 7 騒音のはげしい輪転機あるいは活版印刷機を運転する場所における作業。

別表(七) 女子年少者労働基準規則第九条に定められている女子の就業禁止業務

一、汽缸のふん火の業務その他汽缸の取扱の業務

二、溶接による汽罐の製造、改造又は修繕の業務

三、起重機の運搬の業務。（巻上能力五トン未満の起重機の運搬の業務を除く。）

四、積載能力二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータの運搬の業務

五、高圧電線路（特別高圧電線路を含む。）又はその附属の電気機械若しくは器具の取扱の業務

六、運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調帯の掛換えの業務

七、天井走行起重機の玉掛け又は合図の業務

八、動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運搬の業務

九、直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横びき用のものを除く。）又は動輪の直径七十五センチメートル

以上の帯のこ盤に木材を送給する業務

一〇、操車場構内における軌道車輛の入換え、連結又は解放の業務

一一、蒸気又は圧縮空気による圧機又鍛造機械を用いる金属加工の業務

一二、動力による打抜機、切断機等を用いる厚さ八ミリメートル以上の銅板加工の業務

一三、バイレン機を用いる鋳物の破棄の業務

一四、木工用かなな機又は単軸面取機の取扱の業務

一五、岩石、又は鉱物の破砕機に材料を送給する業務

一六、土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務

一七、高さ五メートル以上の吊足場又は棒はりの上における業務。その他これに準ずる業務

一八、丸太足場の組立又は解体の業務（地上における補助作業の業務を除く。）

一九、直径三十五センチメートル以上の立木の伐採の業務

二〇、木馬道、修ら、管流等による木材の搬出の業務

二一、鉛、水銀、クロム、ひ素、費りん、ふつ素、塩素、青酸、アニンその他これらに準ずる有害なものガス
蒸気、又は粉じんを發散する場所における業務

二二、多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

二三、多量の低温物体を取り扱う業務及び寒冷な場所における業務

二四、異常気圧下における業務

二五、さく岩機、ひょう打機等の使用によつて身体に著しい振動を受ける業務

別表(ウ)

産業及び男女別平均勤続年数

(昭和24年11月調査)

産業別	平均勤続年数	
	女	男
總計	3.2年	6.6年
鉄鋼業	4.0	5.7
製造業	2.7	5.7
ガス・電気・水道業	4.3	8.2
商業	2.9	5.8
金融業	3.7	9.3
運輸業	4.6	8.5

註 労働省労働統計調査部調べ。一(個人別賃金調査による。

別表(九)

適用事業報告提出事業場における性別労働者数

総数	比率	製造工業	比率	(昭和23年/2月31日現在)
男 7,330,245	75%	3,103,140	71%	(昭和24年 9月30日現在)
女 2,449,179	25%	1,296,156	29%	
計 9,779,424	100%	4,399,296	100%	
男 7,745,774	73%	3,337,216	71%	(昭和25年/2月 末,現在)
女 2,627,419	25%	1,387,771	29%	
計 10,373,193	100%	4,724,987	100%	
男 7,987,900	76%	3,222,894	72%	(昭和26年/2月31日現在)
女 2,559,135	24%	1,263,121	28%	
計 10,547,035	100%	4,486,015	100%	
男 7,380,030	75%	3,393,296	67%	(昭和27年/2月 末,現在)
女 2,644,143	25%	1,451,212	31%	
計 10,024,173	100%	4,844,508	100%	
男 8,010,794	74%	3,456,209	70%	(昭和28年/2月 末,現在)
女 2,784,228	26%	1,478,614	30%	
計 10,795,022	100%	4,934,823	100%	
男 8,484,806	73%	3,567,867	70%	
女 3,030,368	27%	1,584,227	30%	
計 11,515,174	100%	5,102,094	100%	

註 上記表は労働基準局監督期間へに換る。

